(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	ぎふけんみずなみし	ふりがな	みずなみしかっせいかけいかく
計画主体名	岐阜県瑞浪市	活性化計画名	瑞浪市活性化計画
計画期間事業実施期間	令和2年度 ~ 令和5年度 令和2年度 ~ 令和4年度	総事業費(交付金)	326, 295 364, 594千円 (148, 208 168, 884千円)
活性化計画目標	農産物等直売所「きなぁた瑞浪」で「瑞浪ボーノポーク」を3年間で450,000,000円販売する。	事業活用活性化計画目標	農林水産物等の販売・加工促進 ① 地域産物の販売額の増加(57,244 千円) ② 農産物等直売所に農産物を出荷する市内農家の数を維持し、93 人にする

 計画主体 確認の日付	(令和 3年 1月22日)	農林水産省 確認の日付	(令和	3年	2月	4日)	
計画主体 確認の日付	令和 4年 1月11日	長が小性目 唯能のロリ	令和	年	月	日	

1 計画全体について

番号	項目	チェ	ック欄	判断根拠
街写 	[計画主体	農林水産省	刊 断 依 规
1–1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交			目標及び事業活用活性化計画目標では地域産物販売額の増加を目
	流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合	R4. 2. 3		標としており、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流
	しているか	N4. Z. 3		の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適
				合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対	R4. 2. 3		施設の機能強化等による販売額の増加を見込んでおり、妥当であ
	象事業の構成が妥当なものか	K4. Z. 3		る。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れてい	R4. 2. 3		地域産物販売額の増加を目標としており、目標及び事業活用活性
	るか。	114. 2. 3		化計画目標との整合が保たれている。

1–2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	R4. 2. 3	改善計画期間中の計画はない。
1–3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・		第6次瑞浪市総合計画に農産物の特産化や畜産を利用した地域活
	林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策	R4. 2. 3	性化が施策として記述されており、連携が図られている。
	との連携、配慮、調和等が図られているか		
1–4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住	R4. 2. 3	指定管理者、畜産農家、直売所出荷者等への説明を通じて地域住
	民等の合意形成を基礎としたものになっているか	K4. Z. 3	民等の合意形成が図るようにしている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を	R4. 2. 3	指定管理者、畜産農家、直売所出荷者等への説明を通じて女性の
	設けているか	K4. Z. 3	意見や提案などが反映されるようにしている。
1–5	事業の推進体制は確立されているか		指定管理者(施設運営者)、瑞浪ボーノポーク生産振興協議会、市
		R4. 2. 3	関係各課の担当者と連絡を密にして事業の推進を図るようにして
			いる。
1–6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が		活性化計画目標及び事業活用活性化計画目標は地域農産物販売額
	確保されているか	R4. 2. 3	の増加としており、事業内容は地域農産物の処理・販売施設及び
			消費施設の整備であり整合が保たれている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、	_	該当なし
	地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	_	
1–7	計画期間・実施期間は適切か		計画期間は4年間であり、農山漁村の活性化のための定住等及び
			地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に
		R4. 2. 3	関するガイドライン(3年から5年)に則し適切である。また、
			実施期間は3年間であり、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化
			整備対策)実施要領(3年以内)に則し適切である。
1–8	事業実施に必要な要件(許認可等)はあるか。あれば、許可を受けて		施設の改修等にあたっては、岐阜県知事と令和2年1月6日付で
	いるか		協議を完了している。また、消費施設の整備にあたっては、河川
		R4. 2. 3	法55条に関する手続き、砂防指定地内協議、農地及び農業施設
			の用途廃止に係る協議、開発許可、建築確認申請の承認・許可を
			受けた上で実施する。

1-9	交付対象事業費は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内		交付要望額は 148, 208 168, 884 千円で、交付対象事業費 296, 416
	か	R4. 2. 3	337, 768 千円×交付額算定交付率 1/2= 148, 208 168, 884 千円であ
			るため、交付限度額の範囲内である。
1 –10	活性化計画区域の設定は適切か	R4. 2. 3	市内全域の農家等が施設に出荷しており、市内全域を計画区域と
		N4. Z. 3	している。

2 個別事業について

番号	項目	チェ	ック欄	र्मता लिट +⊟ +pu
留写	項目	計画主体	農林水産省	判断根拠
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交			改修する施設は平成23年度に木造公共施設整備加速化事業を活
	付金に切り替えて交付対象とするものでないか	R4. 2. 3		用し建設されているが、新たに機能を追加・強化するもので、本
				交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準			設計においては、以下の基準等により行い、施工においては、同
	に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなってい			基準等により適切に行われるよう当市担当課の有資格者が監理、
	るか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあ			検査を行うこととしている。
	るか			公共建築工事標準仕様書(建設工事編、電気設備工事編、機械設
		R4. 2. 3		備工事編)、公共建設改修工事標準仕様書(建設工事編、電気設備
		114. 2. 0		工事編、機械設備工事編)、木造建築工事標準仕様書、建築設計基
				準、建築構造設計基準、建築基礎構造設計指針、建築設備計画基
				準、建築設備設計基準、建設設備耐震設計・施工指針、公共建築
				工事積算基準、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基
				準
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる②の都市農山漁村総合			改修する施設は木造である。また、新築する消費施設の バーベキ
	交流促進施設、窓の木材利活用促進施設、窓の地域資源活用交流			ュー上屋、 手洗い場上屋 についても木造とするなど、木質化に積
	促進施設、②の地域連携販売力強化施設、③の農林漁業・農山漁	R4. 2. 3		極的に取り組んでいる。
	村体験施設のうち滞在施設、③の教養文化・知識習得施設、③の	114. 2. 0		
	地域資源活用起業支援施設及び窓の高齢者・女性等地域住民活			
	動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備につい			

	ては、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) その他の法令に基づ		
	く基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除		
	き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。		
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和 25 年法律第 201		設計においては、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)、建築基
	号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及		準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号)、木造の継手及び仕口の構
	び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等	D4 0 0	造方法を定める件 (平成 12 年建設省告示第 1460 号) 等に基づく
	に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	R4. 2. 3	耐力壁等の基準を満たすものとなっており、施工においては、同
			基準等により適切に行われるよう当市担当課の有資格者が監理、
			検査を行うこととしている。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実	D4 0 0	撤去にかかる事業費を対象外とするなど、実施要領に定める基準
	施要領に定める基準を満たしているか	R4. 2. 3	を満たしている。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭		減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34
	和 40 年大蔵省令第 34 号) 別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上		号)別表等により、改修対象施設の耐用年数は22年、設置する
	のものであるか	R4. 2. 3	備品の耐用年数は10年である。また、消費施設においても管理
			棟及びバーベキュー上屋の耐用年数は 22 20年、その他付帯
			設備等も5年以上となっている。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村		農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定
	活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成 28 年 4 月 1 日付け 27	R4. 2. 3	要領に基づき、適正に効果を算出している。
	農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われ	K4. Z. 3	
	ているか)		
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	R4. 2. 3	費用対効果の算定に際し、その効果は 1.15 1.02となっ
		K4. Z. 3	ている
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満た	R4. 2. 3	事業の内容は、要領第別表3の第1-1-(1)(ア)に該当する。
	しているか	r.4. Z. 3	事業実施主体は瑞浪市であり、要領別表4より適切である。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	R4. 2. 3	事業実施主体である瑞浪市が交付金を活用し整備するものであ
		r(4. Z. 3	り、個人に対して交付するものではない。また、整備後は市の指

			定管理施設として追加し、業務に関する協定、仕様書に基づく管
			理を行うため、目的外使用の恐れはない。
2–8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は		
	適正か		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数	R4. 2. 3	現状の来場者数、地域別内訳を踏まえ、来場者の見込みを作って
	や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	114. 2. 0	いる。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえている	R4. 2. 3	近隣市町村には類似施設はなく、当該施設の現状と利用状況を踏
	か	1\4. 2. 3	まえ、総合的に決定している。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	R4. 2. 3	利用対象者、利用時期などを検討し、決定している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	R4. 2. 3	規模、他の施設との有機的な連携等を鑑み、決定している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦		│ │ ブランド化計画、広報手法、販路の拡大等の運営戦略は、直売所│
	略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に		指定管理者や瑞浪ボーノポーク生産振興協議会とも十分協働し、
	記載されているか	R4. 2. 3	本施設の利用価値が高まる取組みと地元農産物の販売額の増加を
			図ることとしている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取		運用に女性の提案を積極的に盛り込み、販売エリアに精肉の専門
	組がなされているか	R4. 2. 3	的な知識を持った女性を積極的に雇用するなど、女性の参画を促
			すこととしている。
2-10	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか		事業費の積算においては、食品衛生管理基準に準拠しながら販売
		R4. 2. 3	計画に必要な最小限の機能を有するような機器の選定、施設レイ
			アウトを検討している。
	建設・整備コストの低減に努めているか		施設の規模、設備等は、仕様や機能を十分検討し、コスト縮減に
		R4. 2. 3	努めている。 <mark>また、公共残土を活用するほか、</mark> 可能な限り既存備
			品を利用するよう配慮している。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高	R4. 2. 3	付帯施設は、駐車場、 <mark>手洗い場、倉庫</mark> 、レクリエーション広場で

	いものを交付対象としていないか)		あり、消費施設の集客において不可欠なもので、当該施設の利用
			者のみが利用する。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象とし		汎用性の高いものは交付対象外としている。また、財産管理台帳
	ていないか)	R4. 2. 3	を整備し、適切に管理するとともに、目的外の利用がないよう定
			期的に点検する体制を設ける。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置		中央自動車道、国道19号からのアクセスが良く、市内はもとよ
	目的から勘案して適正か		り、市外県外からも立ち寄りやすく、立地条件、利便性は適正で
		R4. 2. 3	ある。
			中央自動車道瑞浪ICより8分
			国道19号桜堂北交差点から90m
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		改修する施設用地は市有地である。また、新設する消費施設の用
		R4. 2. 3	地についても市で取得 <mark>する見通しがつい</mark> している。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施		該当なし
	要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討	_	
	しているか		
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機		該当なし
	械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並び		
	に処理加工・集出荷貯蔵施設の①農林水産物処理加工施設及び⑱		
	農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり	_	
	総合支援交付金実施要綱(平成 31 年4月1日付け 30 生産第 2218		
	号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ−1の第2の4の		
	(2) 事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか		
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500 ㎡以内か(既存施設は除	R4. 2. 3	施設の延べ床面積は 561.16 693.16m2 であり、1,500m2 以下であ
	<)	I\ 4 . Δ. δ	る。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 ㎡当たり 29 万円以内である	R4. 2. 3	施設にかかる交付対象事業費 158,998 188,244 千円に対し、上限

	か。(既存施設については、1,500 ㎡以内の交付算定額となっているか)		事業費は、延床面積 561.16 693.16 ㎡×単価 290 千円=162,736 201,016 千円であり、上限事業費以下である。また、直売所改修工事の単価は 187 千円、バーベキュー場管理棟の躯体単価は 286 215 千円、倉庫棟の躯体単価は 257 千円、手洗い場上屋の躯体単価は 286 千円、バーベキュー上屋の躯体単価についても 286 千円であり、上限事業費以下である。
2–15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	R4. 2. 3	市外、県外から積極的に集客するよう広報、PRに努めている。 また、市内農業事業者との連携も図っている。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設で あるか	R4. 2. 3	「瑞浪ボーノポーク」の販売力強化に資する重要な施設である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み 出す施設であるか	R4. 2. 3	1年を通して運営され、継続的に雇用と所得を生み出す施設である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	R4. 2. 3	地産野菜と豚肉等の1次産業と、それらを使ったハム等の製造による2次産業、さらにそれと地消する消費施設の組み合わせによる6次産業化が図られている。また、女性の参画を促進するため、積極的に女性を雇用している。
2–16	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分 検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	R4. 2. 3	起債の活用も見据え、財政部門と協議している。
2–17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、 その理由は明確か	R4. 2. 3	瑞浪市契約規則、瑞浪市競争入札事務執行要領に基づき、一般競争入札行う予定である。
2–18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	R4. 2. 3	瑞浪市公共施設等総合管理計画により、管理・更新に必要な資金 も含めて、適正に検討を行っていく。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、	R4. 2. 3	指定管理により施設の運営を行う予定(農産物等直売所の指定管

	事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正な		理者に委託)であり、収支計画は適正なものである。
	ものとなっているか		
2–19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われてい	_	該当なし
	るか		
2-20	他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか	R4. 2. 3	重複申請はない。
	(ある場合には、事業名を記載すること。)	N4. Z. 3	
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	R4. 2. 3	主たる目的は、当該施設を地域の拠点として発展させ、地域活性
			化を実現することである。
2-22	他の施策(強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)において交付	R4. 2. 3	交付対象とはならない。
	対象となる施設等ではないか	114. 2. 3	
2-23	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の配分基準		該当なし
	(平成 28 年4月1日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振		
	興局長通知)別紙(以下「配分基準別紙」という。)による優	_	
	先採択ポイントの加算対象となる取組があるか(ある場合は配		
	分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料		
	を提出すること。)		

- 注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「一」を記入すること。
 - 2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
 - 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。